

なくそう迷惑行為！モラル・マナーアップ北九州 迷惑行為防止重点地区

迷惑行為がその周辺の人々に及ぼす影響、地域の特性等から、特に迷惑行為を防止する必要があると認める地区を条例に基づき「迷惑行為防止重点地区」に指定しています。現在、指定している重点地区は、「小倉都心地区」と「黒崎副都心地区」です。



路上喫煙は禁止

路上喫煙は危険な行為です。歩きながらの喫煙や、灰皿が設置された場所以外での喫煙は、やめましょう。



ごみのポイ捨ては禁止

清潔で美しいまちをつくるため、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨ては、やめましょう。



飼い犬のふんの放置は禁止

飼い主のマナーを守り、飼い犬のふんはきちんと始末しましょう。



落書きは禁止

落書きは、まちの美観を損ない、不快感を与える悪質な行為です。落書きは、やめましょう。

小倉都心地区



迷惑行為防止重点地区

黒崎副都心地区



迷惑行為防止重点地区

迷惑行為防止重点地区では、「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為を行った場合は、過料1,000円が科せられます。

There is a 1,000yen fine for littering , not picking up after your dog ,smoking outside of designated areas and painting graffiti.

在“禁止違反社会公徳行为重点区域”内，“严禁路上吸烟”、“严禁乱扔垃圾”、“严禁遗留宠物粪便”、“严禁涂写乱画”，违反者罚款1000日元。

남에게 폐를끼치는 행위에대한중점 단속지구에서는, [노상흡연], [쓰레기 버리기], [애완견의 분뇨방지], [낙서] 행위가 금지되어 있으며, 위반자에 대해서는 벌칙(벌과금 1000엔)이 부과됩니다.

お問い合わせ先

北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課

Tel 093-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 Tel 093-582-2866 Fax 093-582-3889

北九州市印刷物登録番号第1208136D号